

茨城県報

号外第82号

昭和61年 4 月24日

木 曜 日

目 次

告 示

	ページ
●土地改良区役員の就退任公告等（7件）（土地改良事務所）	1
●土地改良法に基づく換地処分（土地改良事業所）	5

公 告

●危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施（消防防災課）	5
●都市計画の図書の縦覧（都市計画課）	7
●争議行為の予告通知の公表（労政課）	7
●漁船損害等補償法施行令に基づく発起届（水産施設課）	7
●開発行為の工事完了（建業指導課）	8

訓 令

●茨城県水利調整会議規程の一部改正（地域計画課）	8
--------------------------	---

告 示

茨城県告示第668号

東茨城郡茨城町長岡1702番地に事務所を置く茨城町明光土地改良区から、次のとおり役員が就任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があつたので、同条第17項の規定により公示する。

昭和61年 4 月24日

茨城県水戸土地改良事務所長 久保田 達 哉

就 任

住 所 職 名 氏 名 摘 要

東茨城郡茨城町大字大戸²¹⁸⁹₂₁₉₀番地 理 事 雨 谷 政 司

茨城県告示第669号

西茨城郡友部町中央三丁目2番1号に事務所を置く友部中央土地改良区から、次のとおり役員が就任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があつたので、同条第17項の規定により公示する。

昭和61年 4 月24日

茨城県水戸土地改良事務所長 久保田 達 哉

就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
西茨城郡友部町大字鯉淵6302	理 事	橋 本 福 次	
" " 美原 4-2-10	監 事	山 田 邦四郎	

茨城県告示第670号

西茨城郡友部町中央三丁目 2 番 1 号に事務所を置く南小泉土地改良区から、次のとおり役員が就任した旨、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により届出があつたので、同条第17項の規定により公示する。

昭和61年 4 月24日

茨城県水戸土地改良事務所長 久 保 田 達 哉

就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
西茨城郡友部町大字南小泉841	理 事	市 原 一 郎	

茨城県告示第671号

久慈郡水府村に事務所を置く山田土地改良区から、次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により届出があつたので、同条第17項の規定により公示する。

昭和61年 4 月24日

茨城県常陸太田土地改良事務所長 皆 川 孝 英

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
久慈郡水府村大字国安104	理 事	石 川 初 雄	
" " 大字松平493	"	平 根 敏 行	
" " " 1461-1	"	石 川 利 美	
" " " 1606	"	平 根 文	
" " " 1047	"	三 宅 正太郎	
" " " 517	"	平 根 一 夫	
" " 大字棚谷1714	"	岩 間 一 良	
" " " 1887	"	平 山 一 雄	
" " 大字国安432	"	山 本 昌	
" " " 1576-1	"	山 本 永 作	
" " " 830	"	岩 間 貞 雄	
" " 大字和田80	"	和 田 富 郎	

"	"	"	731—1	"	和 田 二 郎
"	"		大字東連地110	"	内 田 正
"	"	"	746—1	"	小 林 弘
"	"		大字松平468	監 事	平 根 嘉 平
"	"	"	504	"	平 根 資 弘
"	"		大字国安816	"	岩 間 辰 雄

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
久慈郡水府村大字棚谷284	理 事	平 山 嘉 郎	
" " 大字松平493	"	平 根 敏 行	
" " " 1461	"	石 川 利 美	
" " " 1606	"	平 根 文	
" " " 1047	"	三 宅 正太郎	
" " " 517	"	平 根 一 夫	
" " 大字棚谷1714	"	岩 間 一 良	
" " " 1887	"	平 山 一 雄	
" " " 1945—2	"	平 山 勇	
" " 大字国安1576—1	"	山 本 永 作	
" " " 914	"	岩 間 龍 三	
" " " 104	"	石 川 初 雄	
" " " 432	"	山 本 昌	
" " 大字東連地110	"	内 田 正	
" " " 746—1	"	小 林 弘	
" " 大字和田80	"	和 田 富 郎	
" " 大字松平1454	監 事	石 川 良 平	
" " " 504	"	平 根 資 弘	
" " 大字国安816	"	岩 間 辰 雄	

茨城県告示第672号

鹿島郡大洋村大字汲上字南原山2415—12番地に事務所を置く大洋土地改良区から、次のとおり役員が住所を変更した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公示する。

昭和61年 4 月24日

茨城県鉾田土地改良事務所長 黒 沢 重 雄

1 変 更 前

氏 名	職 名	住 所
飯 島 恒	理 事	鹿島郡大洋村大字札147

2 変 更 後

氏 名	職 名	住 所
飯 島 恒	理 事	鹿島郡大洋村大字札760— 3

茨城県告示第673号

新治郡八郷町大字柿岡2009— 3 に事務所を置く小倉土地改良区から、次のとおり役員が就任した旨、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により届出があつたので、同条第17項の規定により公示する。

昭和61年 4 月24日

茨城県土浦土地改良事務所長 田 村 義 男

就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
新治郡八郷町大字小倉259	理 事	野 村 直 之	

茨城県告示第674号

猿島郡総和町大字前林 500 番地に事務所を置く积水土地改良区から、次のとおり役員が住所を変更した旨、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により届出があつたので、同条第17項の規定により公示する。

昭和61年 4 月24日

茨城県境土地改良事務所長 片 岡 満 男

1 変 更 前

氏 名	職 名	住 所
五月女 初太郎	理 事	猿島郡総和町大字水海2101番地の 1
宇都木 己喜蔵	"	猿島郡総和町大字前林1776番地

2 変 更 後

氏 名	職 名	住 所
五月女 初太郎	理 事	猿島郡総和町大字水海3328番地
宇都木 己喜蔵	"	猿島郡総和町大字前林1774番地の 1

茨城県告示第675号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第89条の 2 第 9 項の規定により県営土地改良事業恋瀬川上流地区第 3 工区に係る換地処分をした。

昭和61年 4 月24日

茨城県石岡台地土地改良事業所長 古 河 清 司

公 告

●危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施

消防法（昭和23年法律第 186 号）第13条の23の規定に基づき、昭和61年度上期危険物の取扱作業の保安に関する講習を次のとおり実施する。

昭和61年 4 月24日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

昭和61年度上期危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施要領

1 講 習 対 象 者

製造所、貯蔵所又は取扱所において現に危険物の取扱作業に従事している危険物取扱者（危険物保安監督者を含む）のうち次に掲げる者を対象とする。

- (1) 当該取扱作業に従事することとなつた日前 4 年以内に危険物取扱者免状の交付又は保安講習を受けた者でそれぞれ免状の交付又は当該講習を受けた日から 5 年以内の者
- (2) (1)以外の者で当該取扱作業に従事することとなつた日から 1 年以内の者
- (3) (1)及び(2)以外の者で受講を希望する者

2 講習科目及び講習時間

- (1) 危険物関係法令に関する事項（3 時間）

- ア 主な危険物関係法令の改正事項
- イ その他危険物規制の要点

- (2) 危険物の火災予防に関する事項（2 時間）

- ア 危険物施設の火災及び漏洩の事例並びにその問題と保安対策
- イ 危険物施設の火災及び漏洩の事例に関係のある危険物の性状等
- ウ 危険物の一般の安全管理に関する知識

3 講習資料の配布

講習当日、講習に関する資料を配布する。

4 講習の日時、会場及び仮受付期間等

(場 所) 講 習 会 場	講 習 月 日	受講申請仮受付場所	仮 受 付 期 間
(鹿島地区) 神 栖 町 中 央 公 民 館	7 月 18 日 (金)	鹿島南部地区消防 事務組合消防本部	7 月 4 日～10日
(日立地区) 日立市多賀市民会館	7 月 22 日 (火)	日立市消防本部	7 月 8 日～14日
(水戸地区) 県 民 文 化 セ ン タ ー	8 月 8 日 (金)	茨城県総務部消防防災課	7 月 25 日～31日
(土浦地区) 土 浦 市 民 会 館	8 月 29 日 (金)	土浦市消防本部	8 月 15 日～21日
(下館地区) 下 館 市 総 合 福 祉 セ ン タ ー	9 月 5 日 (金)	筑西広域市町村圏 事務組合消防本部	8 月 22 日～28日
(鹿島地区) 鹿 島 町 中 央 公 民 館	9 月 19 日 (金)	鹿島南部地区消防 事務組合消防本部	9 月 5 日～11日
(総和地区) 総 和 町 中 央 公 民 館	9 月 26 日 (金)	茨城西南市町村圏 事務組合消防本部	9 月 12 日～18日

5 講習申し込みの手続等

(1) 茨城県総務部消防防災課，消防本部及び消防本部未設置町村役場で配布する。

(2) 受講申し込み先及び方法

受講を希望する講習会場に依り，4の表に定める仮受付期間及び仮受付場所に，受講申請書に所定の事項を記入し，手数料2,700円を茨城県収入証紙で申請手数料欄に貼付のうえ持参し申し込むものとする。この場合郵送による申し込みは認めない。

なお，仮受付期間中であつても講習会場（収容定員）の都合上締切の場合もある。

6 受講日の提出書類及び受付等

(1) 提 出 書 類

ア 危険物取扱者受講申請書（5の(2)により事前に仮受付済のもの）

イ 危険物取扱者免状（所持するもの全部）

(2) 受 付 期 間

9時30分から10時までとする。

なお，講習開始時刻（10時）までに受付をしない場合には受講できないものとする。

(3) 受付及び受講票の交付

受講申請書の記載事項及び受講者と免状所持者が同一人であることを確認したうえ申請書を受理し受講票を交付する。

7 講習終了の証明及び免状の返戻

講習終了者は，講習終了を証明する事項を記載した当該免状を受講票と引換えに返戻する。

8 そ の 他

(1) 講習会開会中無断で離席又は午後の講習に遅刻した場合には講習会終了を認めないものとする

る。

- (2) 各講習会場には、特に駐車場の準備はないものとする。
- (3) その他、講習について、不明な点がある場合は、茨城県総務部消防防災課（電話0292-21-8111 内線2433）に問い合わせるものとする。

●都市計画の図書の縦覧

竜ヶ崎・牛久都市計画準防火地域の決定に伴い、竜ヶ崎市から当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和61年 4 月24日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

1 都市計画を決定する土地の区域

茨城県竜ヶ崎市佐貫町字片初瀬、字通し道、字通し筒、字太田切の各一部

〃 〃 若柴町字片初瀬、字佐貫前の各一部

〃 〃 小通幸谷町字大宿の一部

2 縦 覧 場 所 茨城県土木部都市計画課

●争議行為の予告告知の公表

回春荘病院労働組合執行委員長山口多美から、昭和61年 4 月18日労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定に基づき、次のとおり争議行為の予告告知があつた。

昭和61年 4 月24日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

- | | | |
|---|-----|----------------------------|
| 1 | 事 件 | 賃金引き上げ要求 |
| 2 | 日 時 | 昭和61年 4 月29日以降問題の解決するまでの期間 |
| 3 | 場 所 | 回春荘病院労働組合員の従事する職場 |
| 4 | 概 要 | あらゆる形の争議行為を実施する。 |

●漁船損害等補償法施行令に基づく発起届

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための届出があつたので、同令第5条第3項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

昭和61年 4 月24日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

1 届 出 事 項

発起人の住所及び氏名	加 入 区	漁船損害等補償法第113条第1項 の申し出をする漁業協同組合
新治郡出島村牛渡2686 安 部 富美雄 ほか2名	出 島	出 島 村 漁 業 協 同 組 合

2 指定漁船調書縦覧

- (1) 縦 覧 期 間 昭和61年 4月24日から昭和61年 5月 8日まで
(2) 縦 覧 場 所

加 入 区	縦 覧 場 所
出 島	茨城県新治郡出島村坂1938 出 島 村 漁 業 協 同 組 合

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

昭和61年 4月24日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる区域の名称

行方郡潮来町大字潮来字4丁目632番一2, 632番一4及び632番一5, 並びに字出口1095番一4, 1095番一5, 及び1097番一9

2 事業主の住所及び氏名

行方郡潮来町大字潮来820番

飯 島 藤次郎

訓 令

茨城県訓令第14号

茨城県企業局訓令第2号

茨城県水利調整会議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和61年 4月24日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

茨城県公営企業管理者 鶴 見 和 満

茨城県水利調整会議規程の一部を改正する訓令

茨城県水利調整会議規程 (茨城県訓令第18号
昭和43年 茨城県企業局訓令第3号) の一部を次のように改正する。

第2条第1項第10号及び第11号を削り、同項第12号中「鹿島開発課長」を「鹿行開発課長」に改め、同号を同項第10号とし、同項第13号から第25号までを2号ずつ繰り上げる。

第7条中「水土地対策課」を「地域計画課」に改める。

付 則

この訓令は、公布の日から施行する。

~~~~~

★ 県政の総覧 ～ 県民の六法 ★

# 茨 城 県 報

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，観光，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知ってもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配布をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部総務課あてお申し込み下さい。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1ヵ月）  
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 2,000 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人  
発行所

茨 城 県

印刷所 茨 城 県 印 刷 所